

第10期

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年12月22日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号
修養団SYDビル2階 SYDホール

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式報酬制度導入の件

<新型コロナウイルス感染症への対応のお願い>

新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催いたしますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日のご出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。
（なお、お土産はご用意しておりません。）

株式会社タスキ

証券コード：2987

株 主 各 位

証券コード 2987
2022年12月6日
東京都港区北青山二丁目7番9号
株式会社タスキ
代表取締役社長 柏村 雄

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、本年の株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又はインターネットにより、可能な限り事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月21日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権ウェブサイト（4頁をご参照ください。）より議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 新型コロナウイルスの感染リスクを減らすため、お土産及び飲料の配布は控えさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染症の再拡大等今後の状況等により、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- 当社役員並びに運営スタッフは、マスク等を着用のうえ対応させていただきます。
- 当日はマスクの着用、アルコール消毒、受付時の体温測定等、感染防止に向けたご協力をお願いいたします。また、37.5℃以上、もしくはご体調がすぐれないと判断させていただいた場合は、ご入場の制限等、感染拡大防止のために必要な措置を講じさせていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 2. 連結計算書類の連結注記表
 3. 計算書類の株主資本等変動計算書
 4. 計算書類の個別注記表
- 株主総会参考書類、事業報告、連結決算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://tasukicorp.co.jp/>)

記

1 日 時	2022年12月22日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 修養団SYDビル2階 SYDホール （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第10期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第10期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
4 議決権行使についてのご案内	3、4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年12月22日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年12月21日（水曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年12月21日（水曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

議案番号	議案名	賛否
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※デザイン用QRコード

XXXXXXXX-XXXX-XXXX

XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

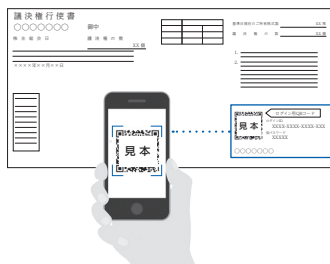
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による各種感染防止策の解除が行われるなど、徐々に経済活動が正常化に向かう動きがみられました。一方で、ロシアのウクライナ侵攻の影響による原材料価格高騰や、アメリカの金融引き締め政策による急激な円安の進行などの不透明な状況に注視が必要と考えられます。

国内においては、ビジネスのあらゆる場面でデジタル化が加速し、政府は、攻めのIT投資を後押しする姿勢です。また、不動産業界においても2022年5月18日の宅地建物取引業法の改正により、不動産取引におけるデジタル化への対応が急務となっております。しかし、公益財団法人不動産流通推進センターが発表した『2021不動産統計集』によると、不動産業界は全国の86%の事業者が小規模事業所であり、業務効率化のためにシステム開発を行うことが困難な状況と考えられます。

このような状況のもと、当社は自社のみならず不動産業界全体の発展と市場のさらなる拡大を目指し、不動産業界のDX化を牽引すべく自社で活用しているシステムをサービスとして提供するSaaS事業を行っております。

2022年2月に外部提供を開始した「TASUKI TECH TOUCH & PLAN」については、建築プランの精度向上を継続的に行うほか、不動産デベロッパーへの課題のヒアリングを行い、「TASUKI TECH」の他サービスとのクロスセルに向けたアプローチやプロダクト全体の強化を実施しております。

クラウドファンディング事業においては、第2号ファンド及び第3号ファンドの運用を開始しました。また、「不動産×金融」の取り組みを強化すべく、貸付ファンドを行う事業者とのサービス提供に向けて協業を開始しました。これらを通じて引き続き個人投資家へ新しい投資の提供の機会を創出すると共に、サービスの認知拡大を目指してまいります。

さらに、2021年10月26日に設立した株式会社タスキプロスは、データとITを取り入れた中小企業、小規模事業者向けの新たな不動産融資サービスを開始しております。

従来、当社は単体決算としておりましたが、当連結会計年度より株式会社タスキプロスを連結子会社とする連結決算に移行し、セグメント区分についても従来のLife Platform事業の単一

セグメントから、Life Platform事業と不動産融資サービスを行うFinance Consulting事業の2つの事業セグメントに変更いたしました。

当連結会計年度における経営成績は、売上高は122億76百万円、営業利益は17億14百万円、経常利益は15億70百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10億88百万円となりました。

なお、当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前期との比較は記載しておりません。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

(Life Platform事業)

新築投資用IoTレジデンス販売及び開発用地販売の合計で39件の引渡しを行いました。売上高は122億12百万円、営業利益は17億1百万円となりました。

(Finance Consulting事業)

売上高は63百万円、営業利益は3百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は90,953千円で、その主なものは不動産価値流通プラットフォーム「TASUKI TECH」のソフトウェア開発であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、社債及び新株発行による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2019年 9 月期)	第 8 期 (2020年 9 月期)	第 9 期 (2021年 9 月期)	第 10 期 (当連結会計年度) (2022年 9 月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	12,276,888
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	1,570,901
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	—	1,088,560
1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	92.69
総 資 産 (千円)	—	—	—	12,621,228
純 資 産 (千円)	—	—	—	3,862,343
1 株当たり純資産 (円)	—	—	—	328.88

(注) 当社では、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2019年 9 月期)	第 8 期 (2020年 9 月期)	第 9 期 (2021年 9 月期)	第 10 期 (当事業年度) (2022年 9 月期)
売 上 高 (千円)	5,118,432	7,027,407	9,190,085	12,212,974
経 常 利 益 (千円)	330,348	522,111	1,112,186	1,567,510
当 期 純 利 益 (千円)	221,809	330,693	794,554	1,086,410
1 株当たり当期純利益 (円)	34.66	35.13	72.94	92.51
総 資 産 (千円)	3,854,503	5,255,113	9,909,378	12,307,439
純 資 産 (千円)	699,689	2,155,383	3,079,124	3,860,193
1 株当たり純資産額 (円)	109.33	215.54	262.19	328.70

(注) 1. 当社は、2020年6月12日付で普通株式2.5株につき1株の割合で株式併合を、2021年12月10日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式併合及び株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社タスキプロス	25百万円	100.0%	Finance Consulting事業

(注) 2021年10月26日に、株式会社タスキプロスを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

① IoTレジデンスの強化

当社グループのIoTレジデンスは、東京23区・駅近（徒歩5分）に特化し、販売先である投資家や企業等の嗜好にあった商品を提供するために、立地選定及び商品企画力の強化と認知度の向上及びブランディング強化が重要であると考えております。引き続き当社グループは東京23区に特化し、プロジェクト実績を積み上げ、ニッチトップカンパニーとしてシェアアップを図ることで、ブランディングの強化に取り組んでいく方針であります。

② スtock収益の確保を実現するSaaS型ビジネスの強化

現在、当社グループはIoTレジデンスのフロー収入の割合が大きいです。中期的には、安定的なStock収益の確保が可能となるSaaS（Software as a Service）型のビジネスの強化が必要であると考えております。当社グループが取り組む不動産価値流通プラットフォーム「TASUKI TECH」は、SaaS型ビジネスをBtoBビジネスとして展開しており、SaaS型ビジネスの拡大により、当社グループ全体の収益の安定性の確保を図っていく方針であります。

③ 新規事業の開拓

2022年9月期に不動産金融プラットフォームの運営を行うことを目的とした連結子会社を設立しました。当社グループの更なる成長と事業拡大のためには、新規事業の開拓は必要不可欠と考えており、ReTech事業をコアビジネスとして新たな事業領域への展開を図ってまいります。また、グループ各社がもつ顧客基盤及び次世代ソリューションを活用し、グループ全体としてシナジー効果の追求を行い、競争優位性の維持・向上を図っていく方針であります。

④ 優秀な人財の採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人財を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えています。当社グループのミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人財を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでいく方針であります。

⑤ システムの安定性確保

当社グループの事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故等により通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループではセキュリティ対策やシステムの安定性確保に取り組んでいく方針であります。

⑥ 内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの事業の拡大、継続的な成長のためには、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの更なる強化が重要な課題であると認識しております。当社グループは、監査役と内部監査の連携、定期的な内部監査の実施、経営陣や従業員に対する研修の実施等を通じて、内部管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

⑦ サステナビリティへの取り組み

当社グループは、ESG経営の推進が中長期的な企業価値最大化につながることを念頭に、事業活動を通じた、脱炭素化の推進、環境負荷軽減、安全でレジリエントかつ持続可能な住み続けられるまちづくりの推進に取り組むほか、多様性や人権の尊重など社会課題の解決並びにコーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、持続可能な社会の実現に向けたESG経営の高度化を図っていく方針であります。

(5) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社グループは、従来「タスキで世界をつなぐ～革新的なイノベーションで社会のハブになる～」を企業理念に掲げ、不動産テック領域で単一事業を営んでおりましたが、2022年9月期より報告セグメントを「Life Platform事業」及び「Finance Consulting事業」の2つの事業セグメントに変更することとしました。

事業区分	事業内容
Life Platform事業	ReTech事業 ・IoTレジデンス企画販売 ・不動産投資型クラウドファンディング運営 SaaS事業 ・不動産デベロッパー向けマルチプラットフォームの開発・運営 DX Consulting事業
Finance Consulting事業	不動産融資サービス事業 ・不動産金融プラットフォーム運営 ・不動産担保ローン

(6) 主要な営業所及び工場（2022年9月30日現在）

① 当社

本社	東京都港区北青山二丁目7番9号
横浜支店	神奈川県横浜市中区寿町一丁目3番地12

② 子会社

株式会社タスキプロス	東京都港区南青山一丁目4番2号
------------	-----------------

(7) 従業員の状況（2022年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
Life Platform事業	33名	－
Finance Consulting事業	4名	－
合計	37名	－

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員は含んでおりません。

2. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	8名増	39.3歳	3.0年

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者含む。）であり、使用人兼務役員は含んでおりません。

2. 臨時雇用者数は、従業員の総数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2022年9月30日現在）

借入先	借入額（千円）
東京シティ信用金庫	1,607,808
城北信用金庫	1,229,000
湘南信用金庫	530,000
東京東信用金庫	448,250

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年10月24日開催の取締役会において、2021年10月に設立した子会社である株式会社タスキプロスの重要性が増したため、当連結会計年度から同社を連結の範囲に含め、連結決算に移行することを決定いたしました。

2 株式の状況（2022年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,744,000株

(注) 2021年12月10日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式の総数は5,872,000株増加しております。

(3) 株主数 6,481名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 （ 株 ）	持 株 比 率 （ % ）
村 上 三 郎	4,084,000	34.77
株 式 会 社 東 京 ウ エ ル ズ	880,000	7.49
株 式 会 社 ウ エ ッ ジ	400,000	3.40
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	209,100	1.78
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	179,200	1.52
京 東 株 式 会 社	179,000	1.52
朝 井 隆 夫	162,000	1.37
株 式 会 社 ジ ェ イ ・ エ ス ・ ビ ー	160,000	1.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	152,178	1.29
村 田 浩 司	137,600	1.17

(注) 持株比率は自己株式（96株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	村 田 浩 司	(株)タスキプロス 代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	柏 村 雄	
取 締 役	村 田 純 次	コンプライアンス・オフィサー
取 締 役	木 本 氏 將	シニアエバンジェリスト
取 締 役	小 野 田 麻 衣 子 (芸名：いとうまい子)	(株)ライトスタッフ 代表取締役 (株)エクサウィザーズ フェロー (株)マイカンパニー 代表取締役 (株)リソー教育 社外取締役
取 締 役	大 場 睦 子	(株)JTOWER 社外取締役 スターチス税理士法人 代表 PicoCELA(株) 社外監査役
常 勤 監 査 役	古 賀 一 正	
監 査 役	南 健	(株)Epsilon Molecular Engineering 社外取締役 (株)アクシス 社外監査役
監 査 役	熊 谷 文 麿	佐藤総合法律事務所弁護士 GMOアドパートナーズ(株) 社外取締役 GMOクリック証券(株) 社外取締役(監査等委員) (株)コークッキング 社外監査役 AWL (株) 社外監査役 イミュニティリサーチ(株) 社外監査役 (株)ジョリーグッド 社外監査役

- (注) 1. 取締役小野田麻衣子氏及び大場睦子氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役古賀一正氏、監査役南健氏及び監査役熊谷文麿氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役古賀一正氏は、金融機関における長年の経験や他の企業における財務経理部門の長としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役南健氏は、長年の管理部門管掌役員の経験及び企業への経営支援の経験を有しており、資金調達・資本政策・管理会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役熊谷文麿氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し提起された損害賠償請求等に起因して、被保険者が被る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害は填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年12月22日開催の取締役会において、「役員報酬決定に係る基本方針」の改定について決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう企業業績と連動した報酬体系とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬により構成する。但し、社外取締役の報酬は、監督機能を担うという職務に鑑み、固定報酬のみとする。

イ. 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例の金銭報酬とし、役位別の報酬額を基本として職責、在任年数等に基づき経済情勢、当社の成長力等を考慮して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の経常利益を基に算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、社外役員を主要な構成員とする任意の報酬委員会に諮問し、その答申を得るものとし、当該答申を踏まえて取締役会が報酬を決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固 定 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	106,483 (6,900)	71,219 (6,900)	35,264 (-)	-	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	-	-	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	118,483 (18,900)	83,219 (18,900)	35,264 (-)	-	11 (6)

- (注) 1. 上表には、2021年12月22日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は経常利益であり、その実績は15億67百万円であります。当該指標を選択した理由は、報酬の透明性及び客観性を高め、株主から期待される利益拡大へのインセンティブが働く仕組みにするためであります。個々の取締役に對する業績連動報酬額は、役位別に定めたポイントを全取締役のポイントの合計で除した配分率で業績指標の達成率に応じて算出される業績連動報酬総額を配分して算出してあります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2018年7月23日開催の株主総会において年額3億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2018年7月23日開催の株主総会において年額5,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小野田麻衣子氏は、株式会社ライトスタッフの代表取締役、株式会社エクサウィザーズのフェロー、株式会社マイカンパニーの代表取締役及び株式会社リソー教育の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役大場睦子氏は、株式会社JTOWERの社外取締役、スターチス税理士法人の代表及びPicoCELA株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役南健氏は、株式会社Epsilon Molecular Engineeringの社外取締役及び株式会社アフシスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役熊谷文麿氏は、佐藤総合法律事務所弁護士、GMOアドパートナーズ株式会社の社外取締役、GMOクリック証券株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社コークッキングの社外監査役、AWL株式会社の社外監査役、イミュニティリサーチ株式会社の社外監査役及び株式会社ジョリーグッドの社外監査役であります。当社は佐藤総合法律事務所に内部通報制度における社外窓口業務の委託を行っています。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 小野田麻衣子 (芸名：いとうまい子)	就任後に開催された取締役会全18回全てに出席しました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、報酬委員会の委員長として主導的な役割を果たしております。
取締役 大場睦子	就任後に開催された取締役会全18回全てに出席しました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行っております。意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
監査役 古賀 一 正	当事業年度に開催された取締役会全21回全て、監査役会全16回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、長年の他社の監査役経験及び金融機関における業務経験等の豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。また、報酬委員会の委員として活発な発言を行っております。
監査役 南 健	当事業年度に開催された取締役会全21回全て、監査役会全16回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、企業への経営支援の豊富な経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 熊谷 文 麿	当事業年度に開催された取締役会全21回全て、監査役会全16回全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 18,050千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,050千円 |

(注) 1. 当社と監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度監査計画と実績の比較、監査時間・配員等の見積りの根拠及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合と認められるほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「コンプライアンス管理規程」に基づき、これに定められた基本方針、行動基準を役員・従業員全員が遵守するよう研修・勉強会等を通じて徹底することとする。
- ロ. 「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、当社及び子会社の経営上の重要事項を報告・審議・決定するとともに、各取締役は相互にその業務執行を監督することとする。
- ハ. 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。
- ニ. 取締役が重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、その旨を遅滞なく取締役会において報告することとする。
- ホ. 当社及び子会社を対象として、法令違反その他のコンプライアンス違反などの防止及び早期発見を目的とした内部通報制度を整備し、「企業倫理ホットライン規程」に基づき、その運用を行なうこととする。
- ヘ. 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で保存・管理することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理の基本方針として、当社の業務執行に係るリスクを洗い出し、それぞれのリスク毎に管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
- ロ. 不測の事態が発生した場合は、「緊急時対策マニュアル」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応することにより当社及び子会社の事業の継続を確保するための態勢を整えることとする。
- ハ. 当社は、代表取締役、取締役（常勤）及びコンプライアンス・オフィサーにより構成する「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定期的な開催により、当社及び子会社のリスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を効率的に行なうこととする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、経営の基本方針に基づき、当社の事業計画、年度予算を決定する。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「経営計画規程」等の社内規程やマニュアル等で、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細等について定め、実施することとする。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社への付議・報告体制の整備などを含む子会社の管理体制を構築し、業務の適正化、企業集団としての経営効率の向上を図るものとする。
 - ロ. 当社は必要に応じ、子会社に役員を派遣し、企業集団として業務の適正を確保することとする。
 - ハ. 当社は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社に対し監査室による定期的な監査を実施することとする。
 - ニ. 当社の内部通報制度は子会社にも適用することとする。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、迅速に必要な業務補助者を置くこととし、その任命、異動、評価等人事に関する事項については、監査役会の事前の同意を得るものとする。
 - ロ. 業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす、又はそのおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を当社監査役に報告することとする。
 - ロ. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることとする。
 - ハ. 当社及び子会社は、当社監査役へ報告を行った取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由としていかなる不利な取り扱いを行わないものとする。
 - ニ. 当社及び子会社の取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による内部通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて当社監査役に報告することとする。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役もしくは監査役会が、会社法に基づく、その職務の執行のために必要な費用の前払又は償還等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。
- ロ. 監査役は、会計監査人及び監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

- イ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。
- ロ. 当社は、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

(注) 2022年11月8日開催の取締役会の決議により、内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。主な改定内容は次のとおりです。

- ・ 2022年10月24日開催の取締役会において連結決算への移行を決定したことに伴い、
⑤当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を追加いたしました。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス管理体制

当社は役員・従業員に対して、研修会の開催や社内広報等を通じて不断にコンプライアンスの自覚を促すとともに、経営及び業務執行の体制においてコンプライアンスを意識した適正な組織的、手続的牽制の仕組みを構築・運用することにより、不正及び誤謬を予防して役員、従業員等と会社の法的安全を守り、かつ会社の社会的責任を全うすることを目的として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。委員は、代表取締役、取締役（常勤）及びコンプライアンス・オフィサーから構成され、

3ヶ月に1度開催しております。また、監査役及び監査室長は、自らの判断により、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、意見を述べております。コンプライアンス関連研修につきましては、テーマに応じて全社集合研修、階層別研修、部門内研修を実施しており、企業理念全般、ハラスメント防止、不動産業務関連の各業法遵守、インサイダー取引防止、情報管理等のテーマが取り上げられております。内部通報制度につきましては、社内窓口に加えて社外窓口を設置するとともに、法改正等の動向も踏まえて関連規程の改定を実施しております。また、制度の周知徹底を図るために社内ネットワークへの掲示を行っております。

② リスク管理体制

当社及び子会社リスク情報の洗い出し・識別→評価→対応というリスク管理基本プロセス構築の根幹となる「リスク・コントロールポリシー」を定め、これに基づき「コンプライアンス・リスク管理委員会」において定期的な評価、見直しを実施しております。与信リスクへの対応として、与信管理に関する基準及び手続きを定めた「与信管理規程」を制定しております。

③ 取締役・取締役会の職務執行

当社の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、経営上の重要な事項に関する意思決定及び取締役の職務執行の監督機関として機能しております。当事業年度の取締役会は、定例取締役会の12回を含めて計21回開催され、重要事項は全て付議されております。また、当社は社外取締役を選任し、企業経営の専門的知見に基づき、客観的視点から当社の経営全般に対する牽制及び監視を行い、経営の公正性及び透明性を確保しております。

取締役の報酬等の決定につきましては、「4. 会社役員の状況（5）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を議長とする「報酬委員会」が設置されております。

サステナビリティ基本方針が定められ、サステナビリティ関連事項を討議するための「サステナビリティ委員会」が設置されております。

④ 子会社の経営管理

当社の役員又は使用人を取締役又は監査役として派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務執行のうち重要なものは当社取締役会の承認を得ることとし、また、当社への報告事項についても明確化しております。当社の監査室は、全ての子会社の業務監査を実施しております。当社の

内部通報制度の利用対象を子会社まで拡大するとともに、子会社の役員及び使用人へ当該制度を周知徹底しております。

⑤ 監査役・監査役会の職務執行

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名は全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として月1回の定期的な開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催することとしており、当事業年度は計16回開催されております。監査役は、監査役会で策定した監査方針及び年間計画に基づいて監査を実施しており、例えば、取締役会その他の重要会議への出席と監査役の立場から必要な意見表明の実施、重要書類の閲覧等を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査しております。

⑥ 内部監査

内部監査計画に基づき、監査室による、当社及び子会社に対する内部監査を実施し、その結果は代表取締役へ直接報告しております。

⑦ 三様監査の相互連携

監査役と会計監査人は、監査の各段階で情報共有と意見交換を実施しており、監査役と監査室についても、月2回の定例ミーティングを実施し、内部監査報告とそれに基づく情報の共有、意見交換を行っております。また、会計監査人と監査室は、会計監査人往査の際に定例会合を実施する等積極的に情報の共有を行っております。さらに、四半期レビュー時の監査役、会計監査人、監査室の三者ミーティングの開催や監査計画及び監査結果の相互還元や監査上の主要な検討事項（KAM）の協議等を含む意見・情報交換等、三様監査の実効性向上に努めております。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた取り組み

当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しており、定期会合及び勉強会の参加を通じて、特殊暴力の排除及び防止対策に関する情報収集及び警察並びに関係機関との連携強化に努めております。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、業績と経営環境を勘案のうえ、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、連結配当性向35%以上を目標として、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

この方針に基づき、当事業年度末（2022年9月30日）を基準日とする期末配当金につきましては、1株当たり33円とさせていただきます。

なお、当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としておりましたが、次期（第11期）より株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、中間配当及び期末配当の年2回の配当を実施することといたしました。

連結貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	12,072,456	流 動 負 債	5,459,397
現 金 及 び 預 金	3,711,344	工 事 未 払 金	84,292
販 売 用 不 動 産	1,302,631	短 期 借 入 金	1,261,700
仕 掛 販 売 用 不 動 産	5,748,830	1年内返済予定の長期借入金	3,300,258
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	827	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	54,000
前 渡 金	115,400	未 払 金	141,919
短 期 貸 付 金	1,145,000	未 払 法 人 税 等	345,426
そ の 他	48,423	契 約 負 債	79,500
固 定 資 産	548,059	賞 与 引 当 金	20,478
有 形 固 定 資 産	15,675	役 員 賞 与 引 当 金	35,264
建 物 及 び 構 築 物	9,992	そ の 他	136,558
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,294	固 定 負 債	3,299,487
工 具 、 器 具 及 び 備 品	3,582	社 債	182,000
そ の 他	805	長 期 借 入 金	3,073,238
無 形 固 定 資 産	98,447	退 職 給 付 に 係 る 負 債	12,573
ソ フ ト ウ エ ア	35,724	そ の 他	31,676
そ の 他	62,722	負 債 合 計	8,758,885
投 資 そ の 他 の 資 産	433,936	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	319,562	株 主 資 本	3,862,343
繰 延 税 金 資 産	61,065	資 本 金	1,049,640
そ の 他	104,748	資 本 剰 余 金	734,640
貸 倒 引 当 金	△ 51,440	利 益 剰 余 金	2,078,156
繰 延 資 産	712	自 己 株 式	△ 93
開 業 費	247	純 資 産 合 計	3,862,343
創 立 費	465	負 債 純 資 産 合 計	12,621,228
資 産 合 計	12,621,228		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		12,276,888
売上原価		9,321,166
売上総利益		2,955,721
販売費及び一般管理費		1,241,210
営業利益		1,714,511
受取利息	1,542	
受取配当金	237	
受取地代家賃	4,857	
その他の	243	6,880
営業外費用		
支払利息	126,981	
支払手数料	14,475	
その他の	9,033	150,490
経常利益		1,570,901
固定資産売却益	4,264	
投資有価証券売却益	10,000	14,264
特別損失		
固定資産除却損	14,488	14,488
税金等調整前当期純利益		1,570,676
法人税、住民税及び事業税	504,700	
法人税等調整額	△ 22,584	482,116
当期純利益		1,088,560
親会社株主に帰属する当期純利益		1,088,560

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表 (2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,717,687	流 動 負 債	5,147,758
現金及び預金	3,660,986	工事未払金	84,292
販売用不動産	1,302,631	短期借入金	961,700
仕掛販売用不動産	5,748,830	1年内返済予定の長期借入金	3,300,258
原材料及び貯蔵品	827	1年内償還予定の社債	54,000
前渡金	115,400	リース債務	1,417
前払費用	25,305	未払金	141,288
関係会社短期貸付金	845,000	未払費用	4,909
その他	18,706	未払法人税等	344,039
固 定 資 産	589,752	契約負債	79,500
有 形 固 定 資 産	12,893	前受収益	2,568
建物	8,453	預り金	69,267
車両運搬具	1,294	賞与引当金	20,478
工具、器具及び備品	2,340	役員賞与引当金	35,264
リース資産	805	その他の他	48,774
無 形 固 定 資 産	98,447	固 定 負 債	3,299,487
商標権	231	社債	182,000
ソフトウェア	35,724	長期借入金	3,073,238
リース資産	453	退職給付引当金	12,573
その他	62,038	その他の他	31,676
投資その他の資産	478,410	負 債 合 計	8,447,245
投資有価証券	309,562	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	60,000	株主資本	3,860,193
出資金	12,920	資本金	1,049,640
長期前払費用	1,984	資本剰余金	734,640
繰延税金資産	60,920	資本準備金	734,640
破産更生債権等	16,440	利益剰余金	2,076,006
その他	68,023	その他利益剰余金	2,076,006
貸倒引当金	△ 51,440	繰越利益剰余金	2,076,006
資 産 合 計	12,307,439	自 己 株 式	△93
		純 資 産 合 計	3,860,193
		負 債 純 資 産 合 計	12,307,439

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年10月1日から2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高		12,212,974
売上原価		9,316,932
売上総利益		2,896,042
販売費及び一般管理費		1,194,565
営業利益		1,701,476
受取利息及び配当金	10,489	
受取地代家賃	4,857	
その他の費用	1,043	16,390
営業外費用		
支払利息	126,981	
支払手数料	14,475	
その他の費用	8,899	150,356
経常利益		1,567,510
特別利益		
固定資産売却益	4,264	
投資有価証券売却益	10,000	14,264
特別損失		
固定資産除却損	14,488	14,488
税引前当期純利益		1,567,285
法人税、住民税及び事業税	503,313	
法人税等調整額	△ 22,438	480,875
当期純利益		1,086,410

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月9日

株式会社タスキ
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	金 井	匡 志
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	原	伸 夫
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タスキの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タスキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年11月9日

株式会社タスキ
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	金	井	匡	志
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	原		伸	夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タスキの2021年10月1日から2022年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月14日

株式会社タスキ 監査役会
常勤社外監査役 古賀 一正[㊞]
社外監査役 南 健[㊞]
社外監査役 熊谷 文麿[㊞]

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けており、企業体質の強化や将来の事業展開に備えるための内部留保を確保しつつ、配当性向35%以上を目標として、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び上記方針を勘案し、1株につき33円とさせていただきますと存じます。なお、本議案が可決されますと、当期の連結配当性向は35.6%となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 33円
総額 387,548,832円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月23日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条第1項を新設するものであります。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第13条～第14条（条文省略） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （新設）	第3章 株主総会 第13条～第14条（現行どおり） （削除） （電子提供措置等） 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

現 行 定 款	変 更 案
第16条～第48条（条文省略） （新設）	② 当会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> 第16条～第48条（現行どおり） <u>附則</u> <u>（電子提供措置等に関する経過措置）</u> <u>第1条 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> ② <u>本条の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u>

招集と通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に当社の株価上昇並びに企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

当社の取締役の報酬額は、2018年7月23日開催の株主総会において、年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額とは別枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いしたいと存じます。また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であるため、本議案に係る対象取締役の員数は4名となります。

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の45,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制

限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

（２）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（３）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得します。また、本割当株式のうち上記（１）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

（４）組織再編等における取り扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（５）その他の事項

譲渡制限付株式割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の株価上昇並びに企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は、2021年12月22日開催の取締役会において、「役員報酬決定に係る基本方針」の改定について決議しており、その概要は事業報告16頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本

譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定し、株式報酬の内容、算定方法、支給時期等について規定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記 1. の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.38%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.83%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

定時株主総会会場ご案内図

会 場

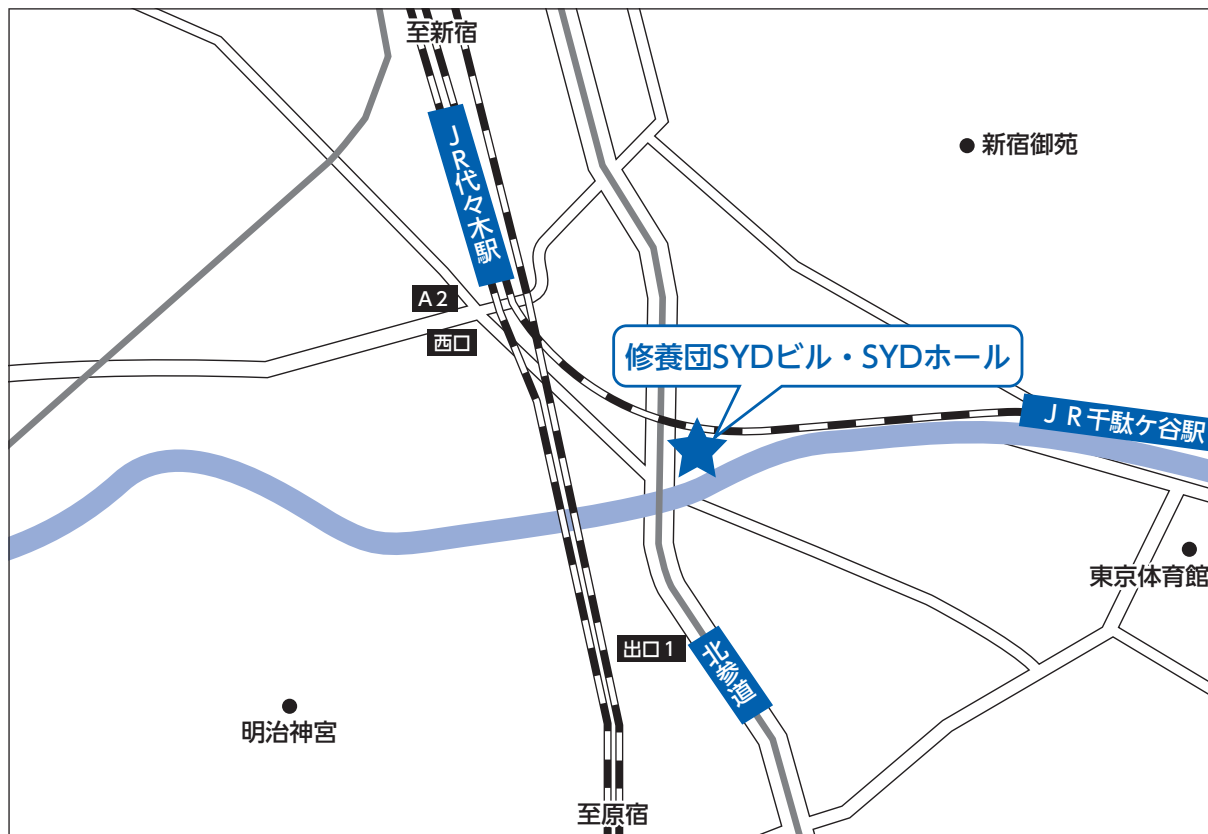
S Y Dホール

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号 修養団S Y Dビル2階

TEL (03) 3405-5555

交 通

J	R	山手線・中央線「代々木」駅下車 西口より徒歩5分
都営地下鉄		大江戸線「代々木」駅下車 A2出口より徒歩6分
東京メトロ		副都心線「北参道」駅下車 出口1より徒歩3分
J	R	中央線「千駄ヶ谷」駅より徒歩7分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。